

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 5 月 22 日

金 曜 日

第 3911 号

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規
定による指定自立支援医療機関の指定の更新 3
- 指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 4
- 道路の位置の指定 4
- 新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 6
- 随意契約の相手方等の公示 6
- 富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託に係る一般競争入札の実施 8
- 土地改良区の役員の就退任 11

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第263号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

平成27年 5 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	

北田 欽也	内科	高岡市民病院	高岡市宝町 4 番 1 号	平成27年5月1日
寺川 裕史	外科	高岡市民病院	高岡市宝町 4 番 1 号	平成27年5月1日
藤岡 研佐	内科	高岡市民病院	高岡市宝町 4 番 1 号	平成27年5月1日
淵澤 千春	眼科	高岡市民病院	高岡市宝町 4 番 1 号	平成27年4月1日
馬渡 俊樹	外科	高岡市民病院	高岡市宝町 4 番 1 号	平成27年5月1日
月岡 雄治	外科	黒部市民病院	黒部市三日市1108 番地 1	平成27年4月1日
根塚 武	整形外科	黒部市民病院	黒部市三日市1108 番地 1	平成27年5月1日
森井 章裕	泌尿器科	黒部市民病院	黒部市三日市1108 番地 1	平成27年5月1日
田口 慶太	整形外科	北陸中央病院	小矢部市野寺 123 番地	平成27年5月1日

富山県告示第264号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第
123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定
したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成27年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
クスリのアオキ 小矢部中央薬局	小矢部市本町 5 番 32 号	更生医療、育成 医療	調剤	平成 27 年 5 月 1 日
クスリのアオキ 堀高薬局	黒部市堀高 95 番 1	更生医療、育成 医療	調剤	平成 27 年 5 月 1 日

富山県告示第 265 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 60 条

第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条第 1 項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第 69 条第 1 号の規定により公示する。

平成 27 年 5 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
有限会社ヤマダ 薬局	高岡市福岡町大 滝 261-1	更生医療、育成医 療	調剤	平成 27 年 5 月 1 日
チュールリップ福 光薬局	南砺市福光 203 番地 1	更生医療、育成医 療	調剤	平成 27 年 5 月 1 日

富山県告示第 266 号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨

の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

平成27年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	予告期間の終了の年月日
名称	所在地			
北陸薬局	高岡市野村 783	更生医療	調剤	平成25年12月18日
とやま調剤薬局 井波店	南砺市井波宇庚 申塚1436-5	更生医療、育成医療	調剤	平成26年12月10日
やまぶき薬局	砺波市庄川町青島 668	更生医療、育成医療	調剤	平成26年12月30日

富山県告示第267号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成27年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	4.78～ 6.30	72.28	小矢部市東福町 1241番6	小矢部市東福町 1205番1	平成27年 3月11日
2	6.00	5.56	小矢部市東福町 1205番1	小矢部市東福町 1205番1	平成27年 3月11日
3	6.00	37.90	小矢部市東福町 1205番1	小矢部市東福町 1205番1	平成27年 3月11日
4	4.00～ 6.20	30.14	黒部市三日市宇桜 2904番	黒部市三日市宇桜 2898番3地先	平成27年 3月31日
5	6.00	74.50	滑川市上島 109番 4	滑川市上島 108番 1	平成27年 4月1日

富山県告示第268号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

朝日町土地改良区から申請のあった辻岩崎地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成27年 5 月15日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 5 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

平成27年 5 月29日から

平成27年 6 月26日まで

3 縦覧の場所

朝日町役場

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年 5 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

御旅屋セリオ 高岡市御旅屋町101番地

2 店舗を設置する者 オタヤ開発株式会社 ほか33

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) オタヤ開発株式会社 代表取締役 濱谷 元一郎
高岡市御旅屋町101番地 ほか32

(変更後) オタヤ開発株式会社 代表取締役 藤田 衛治
高岡市御旅屋町101番地 ほか33

4 変更の日 平成24年11月6日ほか

5 変更の理由 建物設置者が変更になったため ほか

6 届出の日 平成27年5月12日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成27年5月22日から平成27年9月24日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成27年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県庁情報通信網（LAN）運用保守業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県経営管理部情報政策課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社インテック 富山市牛島新町2番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
98,707,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成27年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
富山県建設工事総合管理システム事業管理システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県土木部管理課 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インテック 富山市牛島新町 2 番 2 号

5 随意契約に係る契約金額

62,899,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託に係る一般競争入札の実施

富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成27年 5 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

富山県警察ネットワーク端末等設定業務 一式

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成27年11月30日まで

(4) 委託業務の実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- (3) 富山県内に事業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札書及び入札説明書に定める提出書類を入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部情報管理課企画係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書と仕様書の交付方法

平成27年5月22日から同年6月2日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

平成27年6月3日 午後5時15分

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着

とすること。)

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 平成27年 6 月 9 日 午後 1 時30分
- (2) 開札場所 〒930-8570 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県警察本部 9 階901会議室
- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積るものとする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を履行できると認められた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わ

ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
 (3) その他詳細は、入札説明書による。

土地改良区の役員の退任

朝日土地改良区の役員であった次の者が平成27年4月6日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住所
理事	浅岡 幸夫	富山市婦中町下条 192番地
同	金田 尚信	同 婦中町友坂 490番地
同	吉川 光進	同 婦中町安田 302番地
同	吉田 勝	同 婦中町下条 624番地
同	大塚 信一	同 婦中町笹倉 218番地
同	酒井 稔	同 境野新 277番地
同	清水 健司	同 婦中町友坂 232番地
同	山田 政夫	同 婦中町下邑 54番地
同	川口 正光	同 婦中町羽根1278番地
同	老田 博晴	同 婦中町小泉 416番地
監事	渡邊 義信	同 470番地
同	石橋 清孝	同 婦中町友坂 256番地
同	津田 収一	同 婦中町下邑 247番地

土地改良区の役員の就任

朝日土地改良区の役員に次の者が平成27年4月7日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年5月22日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	浅 岡 幸 夫	富山市婦中町下条 192番地
同	金 田 尚 信	同 婦中町友坂 490番地
同	吉 川 光 進	同 婦中町安田 302番地
同	吉 田 勝	同 婦中町下条 624番地
同	酒 井 稔	同 境野新 277番地
同	山 田 政 夫	同 婦中町下邑 54番地
同	老 田 博 晴	同 婦中町小泉 416番地
同	藤 井 義 治	同 婦中町友坂 151番地 1
同	松 永 伸 二	同 婦中町袋 231番地
同	中 川 茂	同 婦中町羽根1289番地
監 事	沼 満 保	同 婦中町下条 293番地
同	金 田 孝	同 婦中町友坂 387番地
同	田 村 要	同 婦中町安田 169番地